

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月30日運用終了】へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	・保健システム ・ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月30日運用終了】 ・庁内連携システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表 項番25、27、28、29 【情報提供の根拠】 ・命令第2条の表 項番25、26
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	台東保健所 健康部保健予防課予防担当 〒110-0015東京都台東区東上野4丁目22番8号 電話03-3847-9471
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か 十分である	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 十分である	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 十分である	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月30日運用終了】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月30日運用終了】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 項番10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・番号法第9条第1項 別表14の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年10月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法律上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表 項番25、27、28、29 【情報提供の根拠】 ・命令第2条の表 項番25、26	事後	法令改正に伴う変更
令和7年10月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康部 新型コロナウイルス感染症対策室	健康部 保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	保健予防課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	台東保健所 健康部新型コロナウイルス感染症対策室新型コロナウイルスワクチン接種担当 〒110-0015東京都台東区東上野4丁目22番8号 電話03-3847-9431	台東保健所 健康部保健予防課予防担当 〒110-0015東京都台東区東上野4丁目22番8号 電話03-3847-9471	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月20日 時点	令和7年8月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
令和7年10月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月20日 時点	令和7年8月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
令和7年10月8日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業	(追加)	※該当箇所参照	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月8日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	※該当箇所参照	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない